

可決した合併関連議案

- ◇鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少
- ◇鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組規約の変更
- ◇鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分
- ◇鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組規約の変更
- ◇鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分
- ◇川薩地区介護保険組合を組織する地方公共団体の数の減少及び川薩地区介護保険組規約の変更
- ◇祁答院地区消防組合の解散
- ◇祁答院地区消防組合の解散に伴う財産処分
- ◇祁答院地方卸売市場管理組合の解散
- ◇祁答院地方卸売市場管理組合の解散に伴う財産処分
- ◇薩摩東部衛生処理組合の解散
- ◇薩摩東部衛生処理組合の解散に伴う財産処分
- ◇川薩広域市町村圏協議会の廃止
- ◇祁答院地区土地開発公社定款の一部変更

今回の合併関連議案は左記のとおり14件で、鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児

島県市町村職員退職手当組合、祁答院地区消防組合及び薩摩東部衛生処理組合などの、規

約の変更、解散、財産処分及び廃止の手續きに関するものであります。特に、祁答院地区消防組合、祁答院地方卸売市場管理組合及び薩摩東部衛生処理組合に関する議案は、平成17年3月22日から当組合

12月定例会で審議された合併関連議案、条例の一部改正等について、その概要を以下に紹介します。

農林業機械管理事業は、合併時に廃止することが確認されていることから、今回条例を廃止するものであります。なお、林業機械の運用は平成17年1月31日まで行われます。施行日は、平成17年2月21日からとなります。

林業機械の設置及び管理に関する条例及び林業機械基金条例の廃止

農林業機械管理事業は、合併時に廃止することが確認されていることから、今回条例を廃止するものであります。なお、林業機械の運用は平成17年1月31日まで行われます。施行日は、平成17年2月21日からとなります。

新町の組織、機構について、新町移行準備会議での審議の結果が報告されています。それによると、合併前3町の課長職数47が合併後は40、課長級の指導監5を含めると45となっております。現在の宮之城町の課長職数が20であることや、合併による行財政の効率化を勘案すれば、もっと課長職数は減少しても良いと考えます。合併しても人口3万に満たない町で同職名の課長が3名となるなど、新町建設計画の中で合併の効果として定めた効率的な行財政運営ができるとした主旨にも反し、町民の声も反映していません。



合併 中尾正男議員 組織、機構の考え方は 順次見直しを図るべき



合併後は、効率的で適正規模の組織体制が望まれる。段階をおって一層の整備及び見直しが図られるべきであると思っております。

この組織案をまとめた新町移行準備会議の会長職でもある町長の考えを伺います。今回、課長職数がなかなか減った形にできなかったという一つの理由は、総合支所方式をとったということがあり、それぞれに課を設け対応できる窓口を設けなければいけないというなかで、これだけの広がりになったということが基本的にあると思っております。合併後におきましては、更に職員数の適正化計画等を作成したり、行財政改革審議会等を設置するなど、組織機構の簡素化、効率化などに向けて、順次段階をおって一層の整備及び見直しが図られるべきであると思っております。

衆参議院議長・内閣総理大臣等へ意見書提出

「平成17年度地方交付税所要総額の確保」

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。「三位一体の改革」に係る政府・与党合意は、地方交付税の改革として、「平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題については、適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」と明記している。また、「基本方針2004」は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。これは平成16年度の地方交付税について理不尽にも大幅な削減が行われ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記されたものと理解している。

よって平成17年度の地方交付税は、平成16年度の轍を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努め、少なくとも平成16年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成16年12月16日 鹿児島県薩摩郡鶴田町議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

条例の一部改正

産業開発促進条例の一部改正

今回の一部改正は、租税特別措置法の一部が改正されたことに伴うものであります。



今定例会に提出された陳情書1件を審査し、採択としました。

町道大俣線の改良整備について

上之園敏 【採択】理由 当路線は、新町の過疎振興計画の中で平成17年度から4年間で計画されている。4年間の整備計画では、要望区間外の改良整備となるため、他の事業とも考慮しながら引き続き後期の過疎振興計画で整備を図っていきたいとのことである。

要旨 町道大俣線は、大俣・栗野・新田の3集落の生活道路である。

現在、この道路の石戸坂から野元利徳宅の所までの間は、特に幅員は狭く、また、カーブも多く車の交通や歩行者とも困難であり、危険を感じている。このようなことで、地域住民も改良整備を強く要望している。是非、早期に整備の完成を願い陳情する。

陳情者 大俣自治公民館長 植村満 栗野自治公民館長 栗野福夫 新田自治公民館長